

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料（その 2）

令和 7 年 6 月 9 日

君 津 市

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会議案参考資料目録

(その 2)

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 18 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表	1

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第２条、第４条）			別表（第２条、第４条）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
省略			省略		
選挙長	１回 <u>１２，２００</u>		選挙長	１回 <u>１０，８００</u>	
投票所の投票管理者	日額 <u>１４，５００</u> （投票所の投票管理者として従事した時間が１３時間未満の場合にあっては、 <u>１４，５００円</u> に当該時間（３０分以上１時間未満の端数があるときは１時間に切り上げ、３０分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を１３で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））		投票所の投票管理者	日額 <u>１２，８００</u> （投票所の投票管理者として従事した時間が１３時間未満の場合にあっては、 <u>１２，８００円</u> に当該時間（３０分以上１時間未満の端数があるときは１時間に切り上げ、３０分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を１３で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））	
開票管理者	１回 <u>１２，２００</u>		開票管理者	１回 <u>１０，８００</u>	
選挙立会人	〃 <u>１０，１００</u>		選挙立会人	〃 <u>８，９００</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>１２，４００</u> （投票所の投票立会人として従事した時間が１３		投票所の投票立会人	日額 <u>１０，９００</u> （投票所の投票立会人として従事した時間が１３	

	時間未満の場合にあっては、 <u>12,400円</u> に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を13で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））			時間未満の場合にあっては、 <u>10,900円</u> に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を13で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））		
開票立会人	1回 <u>10,100</u>		開票立会人	1回 <u>8,900</u>		
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u> （期日前投票所の投票管理者として従事した時間が11時間30分未満の場合にあっては、 <u>12,800円</u> に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を11.5で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があ		期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300</u> （期日前投票所の投票管理者として従事した時間が11時間30分未満の場合にあっては、 <u>11,300円</u> に当該時間（30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を11.5で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があ		

		るときは、これを切り捨てた額))				るときは、これを切り捨てた額))	
期日前投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u> (期日前投票所の投票立会人として従事した時間が11時間30分未満の場合にあっては、 <u>10,900円</u> に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を11.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))		期日前投票所の投票立会人	〃	<u>9,600</u> (期日前投票所の投票立会人として従事した時間が11時間30分未満の場合にあっては、 <u>9,600円</u> に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を11.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))	
不在者投票所の投票立会人	〃	<u>12,400</u> (不在者投票所の投票立会人として従事した時間が8時間30分未満の場合にあっては、 <u>12,400円</u> に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30		不在者投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u> (不在者投票所の投票立会人として従事した時間が8時間30分未満の場合にあっては、 <u>10,900円</u> に当該時間(30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30	

分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を8.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

省略

分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を8.5で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

省略
